

資料紹介

郵政博物館蔵「甲子延享元年 日記 四番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記  
第四分冊〔「宿駅日記」第四分冊／「延享元年 定飛脚日記 四」〕

史料解題

今号でも前号に引き続き、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の日記を掲載する。本史料は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所である飛脚問屋・嶋屋の日記であり、今回の翻刻分は全十二冊中の第四分冊にあたる。嶋屋や本史料の概要・史料名称等については、本紀要第五号(二〇一四年三月)を参照頂きたい。

前三冊と同様、今回の翻刻で底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料である。「宿駅日記」は、和綴本計十二冊からなり、今回掲載するのは、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/614」として登録されている史料である。史料の表紙には第一〜第三分冊までと同様、「宿駅日記」とだけ書かれた題簽が左端に貼られており、また「駅伝ノ部」「甲延享元歳子三月吉日宿駅日記」「六冊四」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載にあたってはこれを表紙とし、史料名もこの記載によった。

この「宿駅日記」は明治期に駅通局において筆写が行われ、その筆写版

「駅通志料」を読む会

の史料が「定飛脚日記」と題されて郵政博物館に所蔵されている。今回の翻刻分に相当するのは、資料番号「SBA/0022/1314」が付与された史料である。この「定飛脚日記」は、「駅通局」の文字が入った罫紙に筆写され、和綴製本されたものである。史料の表紙には旧・郵便博物館の図書番号「第一八八号」などが記された蔵書票の添付があり、また「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押され蔵書番号「和第二百卅六号 共十二冊」などが記された付票等も貼付されているが、形状等の詳細は前号までに記したので、ここでは省略する。ちなみに、第一分冊の解題に記したことであるが、一橋大学にも「定飛脚日記」と題された同内容の史料が収蔵されている。これは旧・東京高等商業学校時代の明治三十九年に購入され、同校図書館で所蔵されていたものである。同史料は虫損の表現、文字の判読の特徴や改行の形式などから、原本の「宿駅日記」ではなく、郵政博物館所蔵の「定飛脚日記」を忠実に筆写したものと考えられる。現在は一橋大学機関リポジトリ「HERMES-IR」において、他の「駅通志料」の一部の筆写史料とともに、インターネット上での閲覧が可能である。翻刻にあたっては、これまでと同様、底本に加え、写本である郵政博物館所蔵本の「定飛脚日記」とも対照し、適切な解説を心掛けた。ただし、原本の「宿駅日記」と比較すると、「定飛脚日記」には文字の判読ミスや

表記違いが多数確認できる。また、これも前号までに記したことだが、『東京市史稿』（産業編第一五―二〇、東京都、一九七一―一九七六年）には本史料が「定飛脚御日記」として採録されている。しかし省略箇所が存在し、「定飛脚日記」を底本としていると考えられるため、原本と比較すると多くの異同が存在する。『東京市史稿』と重複する部分<sup>①</sup>についても、これまでと同様に「宿駅日記」と対照し、比較検討を行った。

本史料の解説と校正作業も、これまで同様、「千葉古文書の会」の隅田孝氏が中心となり、同会の青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会という作業グループを組織して行った。作業を進めるにあたっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同じく、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、今回の掲載史料の内容について簡単な解説を行いたい。

本史料は、延享元年（一七四四）三月二十四日の記載に始まり、翌二年の十一月十四日付の記載で終わっている。本史料に記された中心的な記事は、延享元年六月<sup>②</sup>に道中奉行から申し渡された継早飛脚停止に至る顛末と、これに関連する諸事項であろう。ほかに盗難など輸送事故に関する件、嶋屋で新たに出入された家内の掟書に関する件、江戸をはじめ各地の火事情報と火事見舞いに関する件、出水のための川支・各宿の慢性的な馬不足などによる荷物延着とこれに起因する飛脚賃銀値下げ要請に関する件、住吉講（上方の酒造家から派遣され、江戸酒問屋との間に介在した江戸支配人の仲間寄合）に関する件、武家の用達に関する件、大坂城番・三度飛脚請負に関する件などが見られる。

幕府道中奉行による継早飛脚停止の申し渡しは、嶋屋佐右衛門日記の第二分冊、第三分冊に記されている寛保三年（一七四三）閏四月に起きた芝・宇田川町での盗難事件に端を発したものである。これは江戸の飛脚問屋七軒仲間（嶋屋佐右衛門・山城屋宗左衛門・伏見屋五兵衛、和泉屋甚兵衛・十七屋孫兵衛・木津屋六左衛門・京屋弥兵衛）の共同早物会所から差立て

られた走り飛脚（継早飛脚）が遭遇した事件である。この頃、江戸の七軒仲間では早便物は個々では差し立てず、会所に取り集めて共同配達を行っていた。早便には、継所で継走しながら独行する「継早」と、宰領が馬で行く「馬早」の二種があった。この事件をきっかけとして、当時の道中の治安悪化<sup>③</sup>を背景に、継所で交代しながら夜間も独行する継早飛脚について町奉行・島長門守祥正のもとで詮議が進められた。今回掲載史料に見る通り、延享元年三月二十七日以降、継早飛脚を最初に行った若狭屋忠右衛門<sup>④</sup>とその道中継所十八か所を含め、関係者の事情聴取が数度にわたって行われている。事情聴取は若狭屋・道中継所のほか、七軒仲間、大坂の飛脚組合・江源組合（江戸屋組）の江戸屋源右衛門、江源組合の江戸相仕・山田屋八左衛門、百二十軒に及ぶ江戸の上下飛脚屋（六組飛脚）を召し出している。四月十日には道中奉行稲生下野守正武、水野対馬守忠伸立ち会いのもと、町奉行・島長門守番所で聴取が行われており、その後も七軒仲間に対し呼び出しが行われている。六月十九日に道中奉行稲生下野守役所で申し渡された内容は、継早飛脚を禁止することにも、七軒仲間が希望した通り、馬早抜状は従来通り認められるというものがあった。馬早抜状とは宰領が馬を用いて出発し、途中の宿で到着日限を見計らい、荷物から急状を抜いて走り飛脚に持たせて先行・継送させ、宰領は後からこれを追い、先行した飛脚の着刻を改めつつ通行するという折衷的なものである。四月十日の審問によれば、東海道を抜状を行う場所は宮島田、四日市であるという。審問中に山田屋が申し述べているように（廿八日条、七頁下段〜八頁上段）、三日半限・四日限は馬でも可能であるが、抜状を行わなければ勤め難いという事情があり、飛脚問屋は町方の商用通信のほか諸家の御用を多く請け負うため、速達性も確保する必要があることからこのような裁許となったと考えられる。この結果、若狭屋の継早飛脚は停止され、競争相手の七軒仲間にとっては有利な展開となった。本史料には事情聴取の際に用意・申告された当時の継早飛脚・馬早飛脚の所要時間とスピード、料金、道中継所の数などが記されており、料金その他には解釈の余地が残っているものの<sup>⑤</sup>、大まかな傾向を知ることができる。この間、七軒仲間では継早飛脚の禁止を予想し、「四月朔日出訴仕候願書」

(八頁上段)以下にみられるような出訴を行った。その内容は、七軒仲間では古来より四日限・五日限で抜状を行っており、これは継飛脚とは異なること、また、他業者による「早飛脚に紛敷飛脚」を差し止めてほしい旨のものであった。継早飛脚禁止に便乗した他業者排斥の出訴であり、これは差し戻されているが、その際の言い渡しには七軒仲間が優遇されている感がある。他方、「(四月)廿三日七ツ時」条(九頁上段)以下で、町奉行所からの呼び出しがあり、三日半限について複数の出状が重なった場合の値下げについて問われている。七軒仲間では、そもそも三日半限は稀であり、これまでそうした例はなかったが、今後そのような場合には荷主と対談して持ち合わせが許される場合は賃銀の引き下げを行う旨の回答を行っている。これらの奉行所側の対応は、七軒仲間が諸家の書状など公用輸送にも深く関わる点に留意したものといえるのではないだろうか。

継早飛脚停止の件に関しては、新たな事態に対応するため、大坂の早飛脚業者である柳屋嘉兵衛も七月五日より馬早飛脚で下り、また柳屋の道中継所計十七か所から、抜状への対処について証文を改めてとっている様子が見られる(一一頁上段～一一頁下段)。この部分に柳屋の継所を見ることができ、とくに抜状について、昼は一人、夜間は二人で届ける旨の記載が目される。このとき証文を改めるために向いた六右衛門と平三郎は、元文四年(一七三九)に柳屋を立ち上げた人物で、六右衛門は手板組の宰領、平三郎は江源組合・江戸屋源右衛門の宰領であり、柳屋の開業は、大坂に進出した京都の早飛脚業者・近江屋喜平次に対抗するため、それまで対立していた江源組合と手板組が手を結んだものである<sup>(6)</sup>。江源組合、手板組の大坂からの早便物も、この柳屋が取りまとめて急送した。

しかし、すでに審問中に山田屋が危惧していたように、この抜状は宿側では継早飛脚と見分け難いものがあったようである。七軒仲間では延享元年冬以来、「宿継之様成早状箱」が通行する風聞があるとして、道中宿々に合印を置き区別を確実にする願書を延享二年二月付で町奉行所に提出、その後も四月二十三日に再度伺書を提出している。これを受けて道中奉行が各宿問屋役を召し寄せ、事実関係を問いただすとともに継早飛脚禁止の旨を改めて通達したところ、却って宿側では委縮して抜状の通行が思うに任

せなくなつたとして、七軒仲間では抜状通行に差支えがないよう道中宿々に通達を出してほしい旨、同年六月に願い出ている。しかし史料に見られる通り、この年の九月になって、継早飛脚を請け負う者は確認できなかつたとして、合印の配置などの措置は認められずに終わった。このようにして、これ以後、道中では継早飛脚は禁止となり、のちには出発地の飛脚屋の店先で抜状を行う、実質的には継早と変わらない「庭抜」という抜け道を出現させ形骸化はするものの、長く法度として存続することとなった<sup>(7)</sup>。

このほか、日記記事中に見える主な事項について、簡単にまとめておく。  
〈輸送事故〉

盗難など輸送事故については、延享元年八月十九日の飛脚宇兵衛の伊勢行荷物から、計百十三両三分の金子が盗み取られていた件、同年十一月中と思われる「勘四郎上り船荷」が鬼怒川・阿久津において転覆した件、同年十二月二十一日に東海道・権太坂において道抜をした書状が捨て置かれていた件が見える。転覆事故からは鬼怒川舟運が飛脚荷物の輸送に利用されていたことがわかる。

〈掟書の制定ほか〉

延享元年十一月冒頭以降には、「近年大坂、江戸共物人多、徳用減居」として、嶋屋における経費節減に関する掟書が記載されている。この記載からは、宰領に添人をつけていること、江戸からの上りの際には下りに比して添人を節減しようとしている様子が窺える。添人については四月八日条に、早継について「夜添人賃具候様願」があり相談が行われたことが見え、道中の危難に備えるためこの頃始められたものかもしれない<sup>(8)</sup>。また、詳細は不明だが、大黒講という掛け金積み立ての講があること、戸棚番という役目があり配分金を管理し、これは手板組とは別会計になっており、そこでの使い込みのような「心得違」が発生していたらしいこと、その他、宰領の借金に関する規定などの記載がある<sup>(9)</sup>。また、「近年家風猥二相成」として、当時支配人を勤めた久兵衛に「勤方急度相改候様申付」け、さらに手代宗助には「不勤」であるとして暇が出されている<sup>(10)</sup>。

〈他の飛脚問屋との関係〉

延享二年十月付で、京都・越後屋喜右衛門から奥州・上州行の金子輸送

を京都の飛脚問屋・大黒屋庄次郎が請け負うに際し、同じく京都の飛脚問屋・奈良物屋三右衛門が証人となり、江戸より先については手板組が証人となる旨の奈良物屋宛一札が記載されている。江戸から奥州・上州方面は、嶋屋が輸送を担当したと考えられる。また、これに続いて江戸の上州煙草問屋の書上がある。

そのほか、江戸の飛脚問屋・山田屋八左衛門に関する記述が各所に見られる。本日記第一分冊でみた大坂屋茂兵衛の営業停止後、山田屋は大坂屋に代わり、大坂の飛脚組合・江源組合の江戸相任となった。しかし、前号の解題に記したように、古くは江戸の飛脚問屋仲間属していたものの、その後除外され、この時代には七軒仲間への再加入を求めているところであった。本史料中、延享元年三月二十八日の嶋長門守役所での審問にもみられるとおり、山田屋では若狭屋忠右衛門に早飛脚を下請けに出していた。これは山田屋が七軒仲間の共同早物会所を利用できなかったためである（前号二十五頁参照）。本史料ではその後の動向として、山田屋が三日半限の直仕立を行った旨の情報を嶋屋が入手している様子を、延享元年の九月十日・十六日条、延享二年九月二十四日夕条に見ることができる。前者は七軒仲間の山城屋宗左衛門が下請けに出したものとされているが、これは仲間の早物会所を利用しない点で山城屋の規約違反に当たる。しかし、延享元年十一月十九日の記載には、大坂への三日半仕立（火事情報を伝えたものと思われる）を嶋屋が山田屋の持合で行った旨の記載も見られる。前述の同年十二月二十一日の抜状の輸送事故の際にも嶋屋から山田屋に通報がなされているが、これは山田屋が江源組合の江戸相任であったためと考えれば、大坂・柳屋の早便の事故であったものだろうか。いずれにしても、山田屋の微妙な立ち位置を窺うことができる。

〈川支・馬支〉

延享元年五月八日条には、近年道中筋で馬支のため延着が生じている旨の断りを、大伝馬町太物問屋に口頭で伝えた旨の記載がある。延享二年は四月中旬から五月末まで諸国で大雨が降り続き、大井川、安倍川、富士川などの川支により、京都・江戸間で五十六日、上りも江戸・大坂間で三十四日など、飛脚の大幅な延着が生じた。これにより、五月十八日には

嶋屋から太物問屋行事宛に早便以外の飛脚便の運休通知を出し、さらに同月二十一日にも運休通知を出している。その際の宛先は太物問屋のほか、茶店、酒問屋、紙店などで、計九通の断書きが出されている。

〈賃銀値下げ要請〉

延享二年九月二十四日、大伝馬町太物問屋行事寄合に嶋屋、和泉屋が呼ばれ、延着を理由とした飛脚賃銀値下げの要請を受けている。嶋屋と和泉屋では協議を行い、下り状について嶋屋は大坂の早飛脚業者柳屋、和泉屋は京都の早飛脚業者に持たせて下らせる旨を取極め、早着に努力する旨の回答を行って、値下げ要求の猶予を求めている。このような延着の改善と賃銀値下げの要請は、同年十月一日に十組問屋仲間大行事からも和泉屋に對して伝えられている。

〈大坂城番関係〉

大坂城大番頭・番衆の交代に伴う、いわゆる三度飛脚の契約更改の際の延享二年十月付証文の記載がある。大坂城在番武士は毎年交代し、江戸との連絡を行うため、飛脚業者との間でその都度こうした契約の更新が行われた。これより前、「丑九月八日」条に続く記載では、大坂の尾張屋宗右衛門、江戸の山城屋宗左衛門がこの年の輸送を請負い、大坂からは柳屋嘉兵衛が下請けとして差し立て、江戸では嶋屋、山城屋、山田屋がこれを受けて、上りはこの三軒が順番で差し立てるとしている。同年七月一日に島津山城守久芬が大番頭に任ぜられており、十月付の証文には「島津山城守様賃銀附」として飛脚賃銀の書上げがある。

〈大名家等との関係〉

「延享元年五月朔日御役替」として、酒井雅楽頭（忠恭・前橋藩主・西丸老中上座）、堀田相模守（正亮・山形藩主・大坂城代）が記載され、嶋屋では和泉屋、十七屋とともに堀田家への出入りを願っている。また、延享二年十一月十四日の日付のある記載に、本多紀伊守（正珍・田中藩主、奏者番・寺社奉行兼任）役人宛に出された手板組飛脚率領の名前書上、大坂城交代に伴う阿部伊勢守（正福・備後福山藩主）役人書上がある。そのほか、延享元年十一月二十九日には、酒井修理太夫（忠用・小浜藩主）家より火事見舞の礼として、相客四十余人とともに饗応を受けている。

〈火事その他の情報〉

火事については、延享元年四月十日(深川六間堀・八名川町)、九月十七日(大坂・高麗橋・ボヤ程度の火災)、十一月十九日(八丁堀・日比谷町・幸町ほか大規模な延焼)、十二月十五日、(豆州三島および尾州枇杷島)の記載がある。遠隔地でもこうした情報は飛脚が最も早く伝えたものである。得意先が火事に見舞われれば遠方の場合は見舞状を出し、江戸であればいち早く駆けつけ、また食事などの見舞いの品を届けているさまが見られる。火事ではないが、延享元年の三月二十九日、四月五日条には得意先の人物の死去の情報が記載され、四月五日には喜右衛門が弔問に訪れている。ちなみに三月二十九日の「新ほり津国屋喜右衛門」は同名の人物が手板組にも存在するが、死去したのは茅場町組に属する下り酒問屋の主人であろう<sup>(1)</sup>。

〈住吉講関係〉

延享元年十一月二十九日、延享二年六月十二日ほかに記載が見られる。十一月二十九日条には十二月四日に「住吉講之中より年忘に押かけ」とあるので忘年会の接待である。延享二年六月十二日の住吉講参会では、嶋屋の河内屋喜右衛門(武田氏)が料理にも工夫を凝らし、顧客たちを喜ばせている。延享元年三月二十四日条の詳細は明らかにできないが、参加者の中には雑喉屋弥右衛門・津国屋新兵衛など住吉講メンバーが見られる<sup>(2)</sup>。また、延享元年十一月十八日条には、江戸米屋仲間(米仲買)が買米を免除された際、嶋屋が住吉講中などから仕立便を請け負った旨の記載がある。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館 玉井幹司記〕

- (1) 今回掲載部分と『東京市史稿』の重複する部分は以下の通り。「継早飛脚差止方出願」(産業編第一六、四五八〜四六三頁)、「飛脚三日半仕立問合回答」(同、四六五〜四六七頁)、「継早飛脚停止令」(同、五〇三〜五〇四頁)、「馬早継飛脚抜物請負者証文取極」(同、五一七〜五一九頁)、「米仲買人買置米免除」(同、六七七頁)、「飛脚屋費用増加ニ付申合掟書」(同、七〇一〜七〇三頁)、「米屋組合及米吟味所設置」(同、七二四頁)、「馬早飛脚抜状ニ付出願」(同、七七四頁)、「飛脚延着諸問屋ニ通告」(同、七九五〜七九六頁)、

「大坂御状箱飛脚屋請負決定」(同、八二七頁)、「継飛脚取締不採用」(同、八三二〜八三五頁)、「飛脚屋延着陳弁」(同、八四九〜八五〇頁)、「飛脚屋下り金請負証人ニ証文提出」(同、八五六〜八五八頁)、「江戸大坂城内三度飛脚請負証文提出」(八五八〜八六二頁)。これらは史料中に散在する関係個所について同内容<sup>(3)</sup>にまとめたものである。

なお、『東京市史稿』に採録されていない個所は以下の通りである(二ツ書きの数字は省略。カッコ内は史料掲載ページ・段。冒頭〜三月廿四日条(六一頁上段)、「三月廿九日、新ほり」条(六三頁下段)〜「七日夕、中間廻状参」条(六四頁上段)、「十日、酒屋行司へ」条〜「十日朝六ツ時」条(いずれも六四頁上段)、「廿八日、御せんき場ニ而御伺」条(六五頁上段)〜「五月八日、大伝(馬)町」条(六五頁上段〜六五頁下段)、「子八月十九日出飛脚宇兵衛」条(六六頁下段)〜「右之通申来候」条(六七頁下段)、「近年家風猥ニ相成」条〜「勘四郎上り船荷」条(いずれも六八頁下段)、「同十九日、七ツ時より」条(六八頁下段)〜「十二月四日夕」条(六九頁上段)、「去ル八月十九日」条(六九頁上段)〜「廿二日八ツ時」条(七〇頁上段)、「三月廿八日」条〜「右同日」条(いずれも七〇頁下段)、「大川支覚」条(七一頁上段)〜「右之通丑五月十八日」条(七一頁下段)、「延享二乙丑年道中大水」(抹消部分)条(七一頁下段)〜「六月十二日」条(七二頁上段)、「糸荷四固」条(七二頁下段)〜「明後十日九ツ時」条(七二頁下段)〜「七三頁上段」条(七三頁下段)、「乍憚口上書ヲ以御断申上候」条(抹消部分)(七三頁下段)、「九月廿四日夕」条〜「十月十一日二書」(いずれも七四頁上段)。

(2)

本史料には七月に道中奉行より出された東海道各宿宛の廻状が掲載されているが、「定飛脚発端旧記」にはこの申し渡し<sup>(4)</sup>が六月十九日であったことが見える。児玉幸多編『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年(以下、「史料集」と略す)、四八三頁。

(3)

『六組飛脚屋旧記』(『史料集』、六三三〜八十八頁)。

(4)

若狭屋忠右衛門は本史料掲載の道中奉行触書には「江戸新橋森山町弥兵衛店若狭屋忠右衛門」とあり、延享元年とされる六組飛脚の史料中、芝口組に名前が見える(『六組飛脚屋旧記 乾』、『史料集』、八十七頁)。この若狭屋の継早飛脚について、宇野脩平氏は馬によるものとしているが(宇野脩平「十八世紀なかごろの飛脚業」、『比較文化』第八号、東京女子大学比較文化研究所、一九六二年、および日本通運㈱『社史』、一九六二年、五十一

- (5) 頁、「抜状」と紛らわしいことが史料中にも再三出ており、走り飛脚によるものと考えたい。
- (6) 本史料六二頁上段〜六三頁上段にかけて、二か所に日数・金額等の書き上げがある。このうち前出は事情聴取に備え嶋屋ないしは七軒仲間で用意したものであると思われる。一方、後出は文面からは不明確であるが、宇野脩平氏はおそらく数字の違いから若狭屋のものであると判断している(註4 前掲宇野論文、および日本通運㈱『社史』、五十七頁)。しかし、後出では継所の数を「古 十九継、新 二十一継」としているのに対し、史料中には「若忠走り継所十八ヶ所(六二頁上段)」とあり、これは道中奉行の触書(六五頁下段)でも同数であり、継所の数が異なっている。また七軒仲間の飛脚料金も、前出のものと(四月)廿三日条(六四頁上段〜下段)に見える金額(三日半で九両二分)とは異なっている。飛脚料金については、とくに早便は顧客により差異があるとも考えられるため、奉行所の審問に際しては三日半について高めの金額を申し述べている可能性があるかもしれない。後出の「三日半」の金額は、原文書では「八九両」とした部分の「八」の下に小さく「二分」と書き加えており、書き違えた可能性もある。そうであれば、文脈からいっても後出の数字は七軒仲間のものであるといえるのではないか。
- (7) 「島屋佐右衛門家声録」(以下、「家声録」と省略)、『史料集』、十五〜十七頁。註4 前掲宇野脩平論文。
- (8) 後になると、庭抜は銘々の店より持ち出し、本来はあとから宿々を取り調べつつ通行するはずの宰領の名前も勝手次第に抱宰領の名前を記すので、当の宰領は遠国にいたことになったという。「定飛脚問屋願濟一件」、『史料集』、五〇四〜五〇五頁。
- (9) 安永五年(一七七六)の盗難事件の記録に添人が出ており、この頃にも行われていたことがわかる。「家声録」、『史料集』、三十八頁。
- (10) この延享元年十一月の「覚」の差出人に名を連ねているのは、手板組を構成する当時の八家である。藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」、『交通史研究』第一四号、一九八五年。
- (11) 久兵衛については「家声録」、『史料集』、十一頁。
- (12) 柚木学『近世灘酒経済史』、一九六五年、二五五頁。
- 住吉講の構成員については、本日記の第二分冊に記載がある。『郵政博物館

研究紀要』第六号、五三〜五四頁。なお、史料中にみえる「中河様」も住吉講の構成員の中河仁兵衛であろうか。

## 凡 例

- 史料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。
- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にないものは原文のままとした。なお、貫を意味するメは貫と表記した。
- ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の( )内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。
- ハ 脱字は本文中に( )または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」、「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとし、ふり仮名については煩瑣なものは省略した。
- チ 割書きについては煩瑣なものは一行に改めた。
- リ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□□で示し、字数のわからないものは□を採用した。
- ヌ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。
- ル 貼紙、異筆等は「」で示し、( )内にその旨を示した。
- ヲ 闕字は一字明け、平出は改行した。
- ワ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
- カ 編者の加えた注は( )で示した。

(表題)

「甲 延 享 元 歳  
日 記 四 番  
子 三 月 吉 日」

不用事・覚書・珍事等無遺失書記可置事

三月廿五日以後  
万事無怠記置可申事

三月廿五日、樽屋へ之書付ハ前帳ニ留置申候

- 一 三月廿四日、上嶋太兵衛様もてなし之為、宇左衛門十(住)居へ請超(招請カ)申候、相伴商屋様、中河様・矢田内六・雜吸(喉)屋弥右衛門様・津国屋新兵へ様・福山清三様・さこ弥御客木綿屋孫右衛門様、其外さこ弥客四五人、小久様・加嶋次郎兵へ様・残敷三軒、右御挨拶ニ五郎右衛門・喜右衛門参申候
- 一 若忠走り継所十八ヶ所御召ニ而、其外江戸屋源右衛門殿ニも御召故、廿三日江戸着被致、廿四日夕、五郎右衛門見廻りニ参申候
- 一 廿五日、惣道中継所御召ニ而(以下記載なし)
- 一 同日、江戸中上中飛脚之向不残書付可出由、町々御触御座候

直段付内控覚書

- 一 三日半 継 金四両 馬 金七両貳分  
但走り一時二、三り半
- 一 四日切 継 金三両壹分 馬 金六両貳分  
但走り一時二、三里
- 一 五日切 継 金貳両三分 (馬) 金五両壹分  
但走り一時式り半

右御尋も可有敷と拵置者也

- 一 廿六日、(以下記載なし)
- 一 廿七日、道中奉行所へ継所不残被召出候、様子未考、同日名主より呼参候、久兵衛参候、明日長門守様へ御召被遊候趣也、右直段書付も先用意ニ控置申候
- 一 三月廿八日、町奉行処へ御召被為遊(以下記載なし)
- 一 馬早継(以上三字右横線あり) 飛脚渡方請合方(以上三字右横線あり)

一 廿八日、嶋長門守様へ御召 継所不残 七軒屋

若狭屋忠右衛門・江戸屋源右衛門  
山田屋八左衛門 次右衛門・善左衛門

加□(兵衛カ)

右人数御召被遊、七軒の者ニハ継早・馬早直段等御尋被遊、其上、継飛脚相やミ候而も差構ハ無之哉との御尋、只今ニ而ハ宇田川町以来馬早計ニ仕、相詰罷有候、口書御取被遊候、山八方へハ若忠方早請負届方、何年以前より致遣候哉、是又徳用御座有事哉と御尋被遊候、治右衛門・加兵衛とハ、江源方ハ飛脚問屋之義故、諸方之請方何ニ不依御請負申候、其上若忠前度より倉持仕罷有、六年以前より頼申ニ付、大坂届方等致遣候と申上候、然ラハ同商売致候とも徳用なく事ニ相勤候義、いか、と御尋、夫ハ届□(方カ)先より御返事等出候ハ、夫を徳分ニ致申と申上候、大坂より早ハ直々出ス敷と御尋、柳屋加兵衛と申下請人へ相渡、加兵衛方より差立申御儀ニ候、即三日半八両、四日六両と申上候

若忠・継所両所之御尋ハ、余人御入ニ不被成訳不分明、夕方・夜入御せんき場ニ而御尋も同前ニ御座候、三日半・四日、馬ニ而も勤申哉と御尋、差出候時ハ馬、道より飛脚差略致、荷物作方、道より貫(抜)状ニ致、継送り申候而相勤申候

三日半 馬 八二より九兩  
四日 馬 六兩一分

大坂へ継 古 十九継 と申上候 三日半ハ差別なし  
新 廿一継 四日 三兩一分

右之貫状事、山田屋加兵衛申上候ハ、右馬ニ而も相勤候得共、道より貫遣不申候而ハ相勤かね申候、右継早御差留被遊候而ハ、右貫状と継と同所故、道中之者憚ニ存、継送り申ぬ様ニ相成候而ハ、馬早勤兼申由申上候、此一件別ニ書付御座候、戸棚ニ入有之候  
廿八日八ツ時、浜町山崎屋左隣表家一軒やけ早速火留り申候  
廿九日七会所ニ而寄合仕、馬早・継早之義出訴之事

四月朔日出訴仕候願書 乍恐以書付御詔申上候

一 飛脚屋七人之者共申上候、私共御請負仕候早飛脚之義、古来より馬飛脚ニ而、四日切・五日切共ニ差出シ来り申候、然処近年道中筋ニ継所相定メ置、外々より早飛脚荷物宿継ニ仕差出申候、然共私共義ハ御大切之御用筋、道中宰領なしニ夜通仕候義、用心向共ニ無覚速(束)奉存候、其上古来より不仕新法之義ニ御座候故、旁恐入、継飛脚之義、私共義ハ一同不仕候、依之大坂屋茂兵衛と永々及争論候得共、御差留メも無御座候付、茂兵衛始外々よりも継早飛脚差出し申候故、私共家業段々減少仕、難儀至極仕候ニ付、右申上候通、継早飛脚之儀不宜儀とハ奉存候得共、無是悲(非)私共義も去十月迄ハ継飛脚ニ而相勤罷有候処、去閏四月、早飛脚荷物うばい被取、其上道中ニ而も右之類御座候付、弥以御大切之義無心元奉存候、去十月廿二日より私共義ハ継早飛脚相止メ、古来より仕来り候通り、馬飛脚ニ而当時相勤罷有候、尤馬飛脚ニ而相勤申候賃銀、継飛脚とハ高直ニ罷成候様ニ相見へ申候得共、馬飛脚之義ハ継飛脚より荷物貫目余慶付させ申候ニ付、賃銀相増シ候筋ニハ不罷成候、勿論御屋敷様方・町方共ニ請合候賃銀、馬飛脚ニ仕候而も直段相増シ候義少も不仕候、且継飛脚相止メ申迄、少茂差支ニ罷成候義無御座候  
一 古来より四日切・五日切馬飛脚、若道中筋ニ而相滞、日限定之通届兼候節者、道中之内ニ而前々より勤来候儘成者を相雇、随分差急せ候、

先達而差遣し刻限間を合せ申候、才領之者ハ跡をしたひ吟味仕、罷通り候義ニ御座候、尤継飛脚ニ紛敷様ニ御座候得共、継飛脚之義ハ才領なしニ夜通し仕り□(候カ)、馬飛脚之義ハ、才領之者段々跡を相しらべ吟味仕罷通り候故、継飛脚ニ紛敷義少も無御座候

一 私共義ハ古来より数代三度飛脚并早飛脚共ニ飛脚一件相勤罷有、外々より紛敷飛脚差出し候義無御座候処、近年継飛脚外商売之者より差出し候義御座候而、自然と私共家業ニ相濟(障)ル義共御座候而、難儀至極仕候、尤私共儀御大切之御儀ニ奉存候付、自今共ニ継早飛脚之義ハ何分相止メ、古来より相勤来り候通、馬飛脚ニ而相勤候様仕度奉存候、然ル上ハ古来より之通、三度飛脚之義ハ勿論、早飛脚ニ紛敷飛脚外々より差出し候儀御差留メ被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、已上  
延享元年申四月 所付 七人印

御奉行様

右七軒御願出申候処、「右之内」(抹消)

□(三カ)度飛脚之儀数年相勤来処、外々同商致候故、家業さわりニ成候事相聞得申候

此度継早之義、善悪之処一朝一夕ニハ定かたく、年寄衆とも評判之上、いか様共片付可申、我等か商売当前之理悲(非)ニハ及かたく、世上二か、り、何ニ而も我れらか商ニハもれる事なし、左すれハ、此度道中筋其外飛脚百廿軒の者共も、追而呼出し吟味之上、其方ラか為ニも可成間、能折と存願申候義候間、聞へもあしく候故、先願事ハやめよと被仰候

三月廿九日、新ほり津国屋喜右衛門様死去被成候

子四月朔日、松浦庄兵へ様・彦右衛門様・松本兵助様同道ニ而御着

三月廿九日、買物代差引残金十六兩三分登ス

廿九日、津国屋喜右衛門様死去被成候(この項重出)

四月四日、(以下記載なし)

五日、大伝馬(町)永田伊兵衛様死去被成候、喜右衛門悔參候

五日、小嶋善右衛門様湯治参候暇乞、積物遣ス、小久ひま出申候

五日より手代庄五郎目見奉公致候、同夜鉄炮洲願最初

六日、七日、津国屋・かせ屋忌中見廻遣ス

七日、町内太々講、喜右衛門・利助参候、同夕高松銀着、翌朝届断外

二有

七日夕、中間廻状参、八日寄合可申との事也

八日、早継者夜添人賃呉候様願候故其相談

九日(以下記載なし)

九日夕、差紙来候、京屋弥兵衛二外六人之内、行司之者差添罷可出由、

仲間より為知来申候

十日 朝五ツ時御召

嶋長門守様御番所へ

稲生下野守様

水野対馬守様

右御立合

次所不残、若忠・山八・江源

百廿軒の上下飛脚

京屋弥兵衛・手前

此日一ト人ツ、御召、外の者御入なし

一 手前方御尋被成候者、往古より道中ニ而飛脚貫遣し候所、何方そと御尋、宮・嶋田・四日市三ヶ所、慥成処ニ御座候、右所より貫遣候と申上候、右口書御取被成候、猶山宗ニも有と申上度存候へ共、是ハ無用之由ニ被仰遊候由、百廿軒の飛脚屋ハ、手前共ハ馬ニ而も、走ニ而も、何ニ而も不苦、兎角用事通達能方宜と被申上候

一 若忠申上候ハ、古来より継来候間、何とそ只今迄之通継送り申度と願申候由、御上よりハ七軒之者共ハたとへ三百両・四百両紛失ニ而も早速出ス者共也、我イラハ当座百両・式百両も早速ニハ得出スマいと被仰候由、是ハ聞計、門より内へ御入不被成候故、くわしくハ不承候十日、酒屋行司へ御見廻申上候

十日朝六ツ時、深川六間堀・柳川(八名川)町出火、廿間二八九間、竈数十六七軒もやけ、角側十軒計やけ、四時火留ル

廿三日七ツ時、長門守様より御召

早物三日半、山八方八十両ニ而請負候、手前共義九両式分と申候、左

候得ハ早物三ツ重り候ハ、一所ニ遣候其賃銀之割を以、直段引下ケ申

哉と御尋被成候、先御返答ハ延引致

廿四日早朝、口上書を以御願申上候文言

乍恐口上書

一 三日半切仕立飛脚之儀、相重り候節ハ相定置候四日限九両式分と銘々より受取申候哉、又者割合を以引下候哉と御吟味被成候付、此儀古来より御屋敷様・町方共、三日半切と申ハ稀成義御座候、是迄同刻ニ出合候義覺無御座候、殊状主より飛脚出立迄人相付置、たとへ封状一通ニ而も是迄持合致不申候ニ付、仲間相定仕方」とても(以上三字抹消)無御座候、然共此度右体之儀、已来いか、仕候哉と御吟味ニ付、自今相重成候節者、状主へ対談致、持合仕候へとも不苦候分ハ、其節相対ヲ以賃銀引下可申候

行司 嶋屋佐右衛門

乍恐口上書を以申上候

一 三日半切仕立飛脚之儀、相重候節ハ、相定置候賃金九両式分宛銘々より請取申候哉、又者割合を以賃銀引下候哉と御吟味御座候

此儀古来より御屋敷様方・町方共三日半切と申ハ稀成義御座候、殊即刻仕立差為登候御儀御座候へハ、相重り候程之間ハ無御座候、勿論是迄同刻ニ出合候義覺無御座候、右三日半切差出候状主より人付置、品川・川崎辺も見届候程之儀御座候得ハ、外状一通ニ而も持合為致不申候、依之只今迄相定メ候仕方ハ無御座候、此度右体之義以後有之候節、致方御吟味御座候付、乍恐得と奉考候所、前条ニ奉申上候通、同刻出合候義是迄ハ無御座候へ共、万一自今可有御座候、其段難計奉存候、向後同刻ニ出合せ之義御座候ハ、其節状主へ致対談、持合仕候而も不苦候分ハ、相對を以賃銀引下ケ、下直ニ請負仕候様申合仕候

右之通相違無御座候、以上

年号月日  
子ノ四月廿五日

しま屋左右衛門  
山城屋宗左衛門  
ふしミ五兵衛  
いつミ甚兵衛  
十七屋孫兵衛  
木津屋六左衛門  
京屋弥兵衛

御奉行様

右差上申候所、明日罷出可申旨被仰付候、右願書今日差上申置帰り申候  
廿八日、御せんき場ニ而御伺  
早仕立飛脚之外、幸便早飛脚と申義いか、覚候、早ニハ幸イの便と申  
ハ不得其意と御尋、返答、左様ニ御座候、早仕立飛脚ハいさ、か御座  
候、尤幸便早と申ハ、往古より定日相定置、早飛脚仕立申極故、諸大  
名方・町方共、五日切・六日切・七日切杯中の急成御状等持合飛脚仕  
立申を早幸便と申候、是を早飛脚常の渡世と仕候、將又仕立飛脚ハ、  
其不時被仰付御一家計之御状差立候義との申上二候

五月朔日御役替被為 仰付候

酒井雅楽頭様、西丸御老中上座被仰付候

堀田相模守様、大坂御城代被為 仰付候

右堀田様御出入之願久兵衛参候処、和泉屋甚兵衛義、十七屋と以上三  
人相出入之旨被仰付候、甚兵衛義ハ能引ニて上役より被申付候間、達  
而願候而ハ其方為ニも不相成と買物役人被仰付候、賃銀之義ハ十七屋  
と申合、一紙差出申候

一  
五月八日、大伝(馬)町江願候意趣ハ、近年道中筋馬差込、殊外成延  
引故、町内ニも内証ニ而度々取沙汰有之、一ヶ所ニ而直々被仰候御方  
より有之候故、先願書ニも差出御断申入度、差支候一通り書付一札相  
認候処、書付而ハ外への意味合も可有と存、先口上ニ而御願申上候、  
行司長谷川清兵衛様へ願候、喜右衛門・庄右衛門参候、其外両売場ニ  
軒とも、大黒屋へも右之断御咄申上候、若書付而も差出申候様被仰候

一  
ハ、認置候書付を以御見セ可申つもりニ御座候  
鉄炮洲へ又々願出申候、庄右衛門参候

従大津大坂江為知候由ニ而、左之通写書到来候、仍而控置候者也

追而左之趣宿々承知之旨請書可差越候、此触書相廻、留り之宿送  
りを以可相通候、已上

一  
江戸新橋森山町弥兵衛店若狭屋忠右衛門と申者、登り継飛脚請負、元  
来奉行所江茂不相願、三拾七八年以前より道中所々ニ而致相対、京・  
大坂江歩行飛脚差立候処、廿六年程以前より、品川より大坂迄之間、  
拾八ヶ所江継所相極メ置、宿々追通シ候儀、御定法ニも違、其上継早  
飛脚ニ而度々不埒之儀有之付、此度吟味之上令停止候  
早飛脚茂古来之通馬ニ而差立、若着割(刻)遅ク候節、抜状と申、道  
中何れ之宿ニ而成共人を雇ひ、状宮為持先江走せ、宰領之ものハ跡よ  
り宿々改罷通候、此抜状ハ不苦候

右之通今度吟味之上登り継候飛脚停止申付候、其旨可相心得、若此已後  
右体之儀在之候ハ、早々可訴出者也

对馬 印  
下野 印  
子七月

東海道  
品川より守口迄  
但佐谷路共  
問屋  
年寄

右之通道中駄順宿々相廻候由及承候付写置候也  
子七月

一 大坂柳屋加(嘉)兵衛方早繼之義も、延享元年甲子七月五日出より馬早飛脚ニ而罷下候、則五日出早之義ハ、浜飛脚権兵衛初而罷下候、扨其次八日出よりハ浜・手前常飛脚兩人仕立候、内壱人ハ早飛脚ニいたし罷下候、跡荷壱人して道中物取集下候、定格番也

七月十五日出船ニて京都へ廻り、六右衛門・平三郎兩人、道中筋証文此度相改候、ひかへ七月廿九日ニ江戸着候

証文之事

一 大坂柳屋加兵衛殿より御仕出シ被成候通り、馬早飛脚各方御請負被成、御持参之内ニ御急用物在之、抜状ニ被成度節ハ、慥成者雇、昼ハ一人、夜ハ式人宛、賃錢相極メ御指図之方江急度相届させ可申候、万一雇之者道中ニ而紛失仕候歟、又ハ取落等御座候ハ、拙者早速罷出尋出し、其品々相改、各々方江少も御難義懸ケ申間敷候、為後日仍如件

延享元年 子七月十九日 遠(園) 田庄九郎

柳屋加兵へ殿  
馬早飛脚衆中

右之趣証文取置、柳屋方ニ罷在候

丸屋喜兵衛 一通  
 川北五郎左衛門  
 園田庄九郎  
 桑名 黒河彦左衛門  
 宮 貝谷権左衛門  
 ちりふ 土居兵助

箱根 大坂屋与惣兵衛 新居 吉田  
 野口屋勘次郎  
 中村七左衛門 一通  
 佐野喜右衛門  
 渡部善之助  
 金原助太郎  
 同 十左衛門 一通

小田原 (山下や清六 橋輪 金谷 阿部川端 野中清左衛門 中村屋富士右衛門 同 十左衛門 一通)

藤沢 (金川屋次兵衛 興津 山田小平次 奥宮作兵衛 小池新八 駿河屋清右衛門 一通)

川崎 大坂屋九郎右衛門 吉原 三嶋 問屋小路九兵衛 一通

ノ十七ヶ所

子八月十九日出飛脚宇兵衛登い七荷壱固、立繩切繼ニ致在之候所、関ニ而見付、宇兵衛・喜兵衛立合相改候所、左之通金子不足仕候、何れ宿ニ而致方と申儀相知不申候

覚

一 金拾五兩入 中河三十郎殿出  
 一 金六兩入 同 喜兵衛殿出  
 一 金五拾兩入 同 平兵衛殿出  
 中村喜左衛門殿

一 金八両式分入 中村喜兵衛殿出

まつ坂

鶴屋甚六殿迄

高橋善三郎殿

一 金拾五両入 宇野仁兵衛殿出

まつ坂

近藤五郎右衛門殿迄

結城茂兵衛殿

一 金十九両壹分入 中条瀬兵衛殿出

まつ坂

小津七郎兵衛殿

右之通八月朔日ニいせより申来候ニ付、此元ニ而金主方へ相断、早速金子登七候所、八月廿九日ニ大坂より大和屋善右衛門并飛脚弥兵衛兩人ニ而関迄持参、早速相弁相届、いせ表相済申候、此方より為登申候金子、九月十六日ニ飛脚六右衛門持下、受取申候

一 子九月十七日夕、大坂高麗橋屋倉下浜かわといし屋手あやまち在之、

家内少々やけ申候よし

一 九月十日出山八左衛門より天作(カ)川崎迄乗出、三日半切拔送り候

由、川崎走り権兵衛方より右無相違と申証文取置候

一 九月十六日夕、山宗殿より山八へ三半切頼遣、山八より直仕立ニ遣申

候由大坂より申来候、此儀十月十日ニ参会之上、中間へも咄置申候

延享元子十月廿一日ニ町年寄差紙来候、左之通

覚

飛脚屋行司

京屋弥兵衛

外々仲間

五六人

右用之儀在之候間、明廿二日五つ時ニ樽屋役所刻限無遅々可参候、已上

十月廿一日

町年寄

三人

右之通申来候、廿二日朝、七軒会所へ寄合仕、樽屋へ罷出候

十一月

近年大坂・江戸共物入多、徳用減居、配分其外雑用等勘略致捷書一通定候、即十一月晦日大坂へ為□(登カ)候写

覚

一 当七月より大坂江戸屋源右衛門・手前両組申合之上、持合一組出立申候、尤毎月本人下り之節者、駄数無構添人付可申候、添人賃金として仲間より金壹両本人へ相渡、其外入用并道中よなひ共、本人より出シ可申候

但添人無之時ハ、其節居合候飛脚、役目同前添人ニ付可申候、其

時ハ仲間より金壹両壹分本人へ相渡、其余者本人より出シ可申候

但し添人飛脚ハ金貳両壹分渡し切、然上ハ道中よなひ万端無構候

江戸より本人登貳太(駄)乗迄添人なし

但本人より添人望申(候)ハ、仲間より金三分出し可申候、残入

用ハ本人より可仕候

一 本人登三太乗より仲間より添人付可申候

但道中よなひ本人可仕候、心付者可為勝手候、尤添人ニ手前飛脚付

候時ハ仲間より金一兩相渡、本人より金貳分并よなひ共可致候

一 近年仲間物入等多候付、江戸・大坂有物無数候、大黒講江戸掛金等も

減少致度候へ共、夫ニ而ハ銘々及難儀候故是迄之通ニ致、大黒講之内

へ江戸店・大坂店之分式口増シ落子「申」(抹消カ)候をのけ置可申候、

毎月配分之儀も左之通五ヶ年之内相定可申候、戸棚有物出来候節者、

又相談可有之候

正月三両、二月四両、三月三両、四月四両、五月三両、六月六両、七月三両、八月四両、九月三両、十月三両、十一月三両、十二月六両  
右之通相定候事

一 当地戸棚番之内、自分遣込無之様可致候、万一心得違ニ而算用不足御座候ハ、急度時々引渡之節相立可申候、跡役へ頼候ハ、本人ハ不及申、跡役共配分相渡し申間敷候、右之通配分相定候上者、不時之入用、又ハ節季入用有之候共、自分ニ才覚いたし、一切仲間より借り申間敷候  
一 毎月伊勢講、来春登りより夜食ニ可仕候

小附・食(飯)・吸物・干物・やきもの・取肴見合

一 江戸・大坂共登り之節用意金借用候ハ、金壺兩ニ九分宛利足出し可申候、尤上下共着候ハ、早速戸棚へ相渡し可申候

一 江戸詰番之内買掛り有之候ハ、登り之節急度払罷立可申候、尤有物かり御座候ハ、仕切等差引ニ而茂かり無之様可仕候

右之通先達而自分借之義相定有之候へ共、此已後猶又相互無御座候様可仕候事、依之銘々判形仍如件

延享元子十一月

小山屋庄右衛門

かゝ屋五郎右衛門

しま屋新右衛門

かゝ屋宗左衛門

しま屋伊兵衛

かわち屋喜右衛門

大和屋善右衛門

きの国屋九郎兵衛

右之通具承知仕候、私共儀ハ猶又内証ニ而借シ貸り仕ましく候、以上

しま屋八兵衛

大和屋利助

かゝ屋幸助

かゝ屋十兵衛

近年家風猥ニ相成候ニ付相改候、田村五郎右衛門・丹生宗左衛門・武田喜右衛門・安井善右衛門立合ニ而、久兵衛ニハ一通申渡、勤方急度相改候様申付、即一々書付渡、又証文取置申候、即右委細者、子年改之手代積金取替帳ニ相印置申候、手代宗助義者不勤ニ付暇出候而、即積金借越シ有之由も了簡致、外ニ金十兩遣申候、是も一札取置申候、宗助者十一月九日暇出し申候、委細者銘々存知之儀候得共、為末此処留置申候、仲間掟書・見せ掟書何れも出し申候、即同時ニ飛脚中触中へも申渡、掟書出し申候

一 (原文空白) 勘四郎上り船荷、阿久津ニ而船返へり、荷物不残水ニひたり申候、即源六も福嶋より上り、段々干かわかし、荷物ハ何れも失不申候得共、大分濡損有之、方々御断ニ申参候、濟方奥ニ印申候

一 十一月十八日、江戸米屋仲間、長門守様へ御呼出し、先達而被仰出候御買米御免被遊候

右ニより住吉講中、其外白子や・村上・松本・かも屋・小池やなといつれも仕立也

一 此仕立、同廿一日寅刻着、首尾能届申候

一 同十九日、七ツ時より江戸北八丁堀・日比谷町裏通・幸町より出火、折節北南風強、丸太かし・長崎町不残、

南新川ハ大鹿屋・かめ屋小兵衛・かも七・小の井・岡田宗・伊坂彦・

矢田藏・松本次助様・岡田安兵衛様・ちんかし屋・榎本宮(カ)屋・

湊や・嶋喜不残やけ申候

北新川者五軒店之木戸より、けいかういんの鳥井前迄、間口八間計やけ申候、宮ハ不焼、浜町ハ両側不残、南新堀ハ一丁メ木戸きわより、

みなと橋の角迄

山本茂右衛門・こ川五郎兵衛・こ川屋長兵衛・津国屋・松や・粉河

茂兵衛・同清右衛門・さか屋利右衛門・同市郎兵衛・北川三郎兵衛、

不残やけ申候、四ツ時火留り申候、冬(カ)木店やけ申候

右見廻として杉折二重、上ハにしめ五種ニして、下にやきめしニ致、不残配り申候、翌日茶碗十ヲツ、見廻として遣ス、大坂へハ三日半仕立、山八持合也

十一月廿九日、酒井修利(理) 太夫様より廻文廻り、先比出火之節、兩度迄早速欠付候御礼とて、御酒被下候様申来、極月朔日、佐右衛門被召寄、其外相客四十余人、御座敷ニ而御酒被下、吸物・取肴ニ而御座候、代八兵衛參申候

十二月朔日、坂口茂右衛門様より四日切仕立出申候、即十一月廿九日出候惣次状差留メ被成候事也、四日触状致遣

十一月廿九日出、上嶋より呼ニ參、さこや弥右衛門様被仰候者、先達而喜右衛門様ニも申置候、住吉講之中より年忘に押かけ可參と被(仰)渡候、十二月四日二者内証寄合御さ候、其次手に押かけ可參との御やくそく也、利助承之

十二月四日夕、御出也、御望ニ付竹本清太夫并ニ手前より御馳走ニ竹本西太夫其外三味線、以上三人、吸物・小付・飯・平・取肴也、八ツ過迄御遊被成候

さこや弥右衛門・津国屋・中河・あこや・千足長十郎様・前田・山路・真宜・小沢・西宮・差塔

メ以上 其外へ者手紙遣候得とも御出無之候

十二月十六日廻状、米惣代会所相立候、以後米買売者右会所より下知之通、みたりニ商売致ましく由

いせ町ニ会所立申候

去ル八月十九日、飛脚宇兵衛道中ニ而盜被取候勢州行金子、内証而色々吟味致候得共相知レ不申候、依之十二月十二日状ニ大坂も訴置申答也、江戸茂願申様申来、いか様後日ニ相しれ申候而の折宜可存、兩奉行へ御願、十二月廿日、兩御奉行様へ罷出申候

同月廿一日、道中御奉行逸見八之助様へ參候所、御立合萩原伯耆守様へ參候様被仰付、伯耆守様へ御訴申上候処、手掛相知レ候ハ、願候様被仰付候計也

訴書左ニ写ス

乍恐書付を以御訴申上候

瀬戸物町次郎兵衛店飛脚屋佐右衛門申上候、当八月十九日、從 御当地上方筋江登金銀荷物、町方諸得意より請負申候而荷物之内へ作込、私抱之宰領宇兵衛と申者為持差為登せ申候所、從 御当地より勢州表へ參候届金之内金百拾三兩、道中ニ而紛失仕候、何方ニ而紛失仕候哉難相知迷惑至極仕候、早速御訴申上候筈御座候得共、何分手掛り之儀無御座候ニ付、道中旅宿所々吟味仕候内、御訴及延引申上候、乍恐御帳面ニ御付ケ被為遊被下置候様奉願上候、已上

延享元年子十二月廿日

道中御奉行へハ廿一日ニ出候

家主 次郎兵衛

五人組 喜兵衛

御奉行様

能勢肥後守様

嶋 長門守様 兩所へ

十二月十五日日暮時より、豆州三嶋六反田千貫樋より出火、□側不残やけ、鐘つき堂の明地よりハ北側計、三嶋大明神御社境内不残やけ、二王門・三重塔・鳥井計残り申候、得意衆者一文字屋伊左衛門殿計やけ申候、残りの得意へ見廻之状遣ス、火者夜明留り申候

同日、尾州なこや杷批(杷杷) 嶋左古町宗兵衛橋より東へ兩側一丁計やけ申候、同日子刻より亥迄(以下記載なし)

十二月初方、日下鉄五郎様より被仰候者、御合力金出候迄、金三拾兩用立候様被仰付、時分と申成難由、五兵衛兩三度迄したひ申上候得共、是悲く用立呉候様達而被仰候付、金拾兩御用立申候、十二月廿二日、金子与八持參申候、御手形下名小沢要助殿、裏書者日下様直御印形有、其節五兵衛へも御手紙有、是も一所ニ取置申候

同月廿一日夜亥刻、川崎九郎右衛門より飛札を以為知候者、下り飛脚与次兵衛、道より抜状武州権太坂ニ而捨有之由、天満屋飛脚伊兵衛と申者見来、川崎ニ而咄候ニ付如此候、急山八へも為知、山田より組仁

一 右衛門、手前より五郎右衛門、飛脚甚兵衛召連早速欠付ニ参申候  
廿二日八ツ時、右之荷物無不足到着致候、五郎右衛門・仁右衛門も川  
崎之生麦村ニ而右之荷物ニ逢、即手紙相濟(添)送り来候

乍恐書附を以奉願上候

一 御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共古来より相勤来候早飛脚之儀、  
近年出入已後、道中継早飛脚ニ仕相勤申候所、三年以前亥閏四月、於  
途中状箱盗人に奪とられ、其已後茂外より指出し候状箱、道中筋ニ而  
紛失仕候付、御大切之御儀恐入、私共儀者其御より早速宿継之儀相止  
メ、同年十月以来、先規より勤来候通、馬早飛脚ニ相改、宰領之者を  
附、念入相勤申候、然所右之段為 御吟味、去春より道中筋早状箱継  
所之もの共、御当地日雇頭外飛脚屋三人之者并私共不残被為召出、御  
吟味之上、自今継早飛脚之儀御停止被為 仰付、双方奉畏難有仕合奉  
存候、尤私共相勤候馬早飛脚、道中川々出水其外故障之儀共御座候而、  
三日半限・四日限相延、京・大坂江着難仕節ハ、何れ之宿より成共、  
其状箱計を抜状ニ仕、道中早道請負之ものへ相渡、差急キ先江遣し、  
早飛脚宰領之者ハ、段々其跡をしらべ、刻限等吟味仕罷登り候儀ニ御  
座候段委細申上候所、日限延着可仕節抜状仕候儀者、古来より相勤来  
候通ニ仕候様被為 仰付、難有則只今ニ至り右之通相勤罷在候、右抜  
状之儀者、日限延着可仕時節計指遣し、跡よりしらへ罷越候宰領之も  
のハ、京・大坂迄五日・六日限罷通候儀御座候、私共仲間会所より指  
出し候早飛脚抜状之外ニ、何方より指出し候哉、去冬已来宿継之様成  
早状箱相通り候様ニ、三度飛脚之者共風聞仕候、宿継御停止之所、右  
之類段々相募候而ハ、私共早飛脚之抜状ニ紛敷罷成、御大切之御儀、  
別而恐入奉存候、依之恐多奉存候得共、此度奉願上候者、私共会所よ  
り指出し候早飛脚抜状、何れ之宿より差出し候共、道中筋宿々江私共  
方より合しるし遣置、抜状仕候節、宿継早状箱ニ紛敷不罷成候様ニ仕  
度奉存候、尤自今宿継之様成状箱等御座候ハ、其筋とくと見届、乍  
恐御訴申上度奉存候、毎以御停止被為 仰出候御大切之御儀、此已後  
紛敷義出来不仕候様乍恐奉存、右之趣此度御訴訟奉申上候、 御慈悲

を以被為 仰付被下置候ハ、永々無滞家業相続仕、御用等相勤可申  
与難有仕合奉存候、已上  
延享式年丑二月

左内町

和泉屋甚兵衛

室町式丁め

十七屋孫兵衛

瀬戸物丁

嶋屋佐右衛門

岩附町

木津屋六左衛門

北鞘町

山城屋宗左衛門

金吹町

伏見屋五兵衛

本石町式丁め

京屋弥兵衛

御奉行様

一 三月廿日ニ七軒屋不残御番所へ右之願書出し置候、御窺ニ罷出候処、  
追而此方より呼出可申渡由被 仰付候  
一 三月廿八日、本町壺丁目松坂屋三郎右衛門殿へ組合印鑑遣し、則受取  
来候而、此裏ニはり置ク  
一 右同日、駿河町越後屋木綿店へ組合之印鑑差遣候

乍恐書付を以奉御窺候

一 御当地飛脚問屋七人之者共申上候、道中継早飛脚紛敷義御座候付、先  
達而私共前々より致来候抜状仕候場所へ、七人之合しるし遣置度段御  
願申上候所、追而可被 仰付旨被為 仰渡候、依之恐多御座候へ共奉  
御窺候、以上

延享式年丑

木六

四月廿三日

御奉行所様

泉甚  
十七孫  
嶋佐  
山宗  
伏五  
京弥

大川支覚

延享貳年乙丑年四月廿日より大井川留り、廿三日迄越無之、廿四日ニ越在之候而、又廿五日申刻より留り、一切越無御座候、五月八日ニ御上り日光宮様計御越被遊候而、往還之旅人一切越不申候、尤三日・四日比ニハいろ(色尾カ)廻り歩行致来候人在之候、四月十九日出登り飛脚、嶋田ニ逗留仕候由、廿二日・廿六日出ハ、阿部川支并サハタリと申所、八町之間川ニ成候由、府中逗留、廿九日・五月二日出ハ、富士川支吉原ニ逗留仕候由五月八日出ニ吉原より申来候、府中より吉原迄之間ニ、御大名様方ニも十一頭御逗留候由  
七八年以前如此在之候、其節も上方江廿日振ニ而飛脚着候

口上

道中筋川々満水ニ而、上下之飛脚所々ニ逗留仕候由承知仕候ニ付、惣飛脚屋中寄合相談之上、今明之飛脚休日ニ仕候、尤早状者差立申積御座候、乍憚御町内宜御披露奉頼上候、右御断申上度如是御座候、以上

丑五月十八日

太物御問屋  
御行司様

嶋屋  
佐右衛門  
手板組中

右之通之断書式通

太物売場御両家様へ遣ス

右之通丑五月十八日加賀屋宗左衛門持參仕候

口上

先達而も御断申上候通、雨天打続候ニ付、一切飛脚到着不仕候、依之今明之儀相延申候、双方飛脚屋一統之儀ニ御座候間、左様ニ思召可被下候、尤阿部川切込、佐渡り申所、此往還難渡候由、府中より当十八日出之便りニ申来候、此方此方飛脚出立之儀者何方も一同之御事ニ御座候間、其節者追而可申上候、已上

大伝馬町壺丁目

御行司へ壺通

太物売場御支配人中様

両売場へ二通

メテ三通遣ス

茶店壺丁目・式丁目・三丁目へ

壺通

新堀酒問屋中・住吉講中へ

壺通

北新川・南新川、右同断

壺通

紙店御衆中様へ

壺通

坂本町・茅場町酒問屋中

壺通

中橋呉服町酒問屋中へ

壺通

断書九通

右之通五月廿一日・廿二日出之御断申上候

丑 五月廿一日

「延享二乙丑年道中大水

「四月中旬より道中上方筋惣而大雨降続」(以下空白、「」部分を含め、余白部分全体を斜線二本で抹消)

丑年大水之事

一 四月中旬より五月末ニ至迄、諸国惣而大雨降続、別而駿州路大荒也、阿部川之川上金山と申山へ切込、手越村と佐渡り村之上并木(本カ)海道筋十四五町程一面二海之如、水早キ事富士川をも物之数とせず、

八日計者一向二渡水之便無之候、御大名様方者不申及、町人旅荷 三度荷物、府中二差支、大井川者右先書二書付有之候通也、下り飛脚大坂早番者、廿四日早次兵衛、廿二日太郎兵衛、次者廿二日太兵衛最初として、五月八日吉郎右衛門迄金谷而一所二成、黒田次兵衛方二五拾駄才領廿五人有之、京次者四月十一日出近江屋伝兵衛迄凡四拾人余、荷物式百六拾駄差支申候、上りハ府中二差支候も有、富士川水出、吉原二も支居申候、嶋田二も十人計、府中二も三十五六人差支、上り者爰かしこ二差支居申候、其上道中麦秋二而馬間、又々下り飛脚三嶋二差支、京者五十六日ふり二而江戸着仕候、大坂次太兵衛者江戸へ三十一日ふり二而帰り申候、大坂次登り之最初者四月十九日、吉兵衛大坂へ三十四日ふり二而大坂着仕候、府中二罷有候先荷物登り者京太兵衛〔廿二日〕と左横に添書〕・か、屋十兵衛〔廿六日〕と左横に添書〕也、是も五月廿六日着仕候、右阿べ川之切所者、代官所より船出、渡船也、夫より前者歩行越二越申候、上金山切口百五十間、下海道二而者水の有所十四町、此内歩行二而渡ル所兩方二而十一町程、渡所より船着処四町余二御さ候、右委細者銘々道出候而存知之事、未代之亀鑑二も存候而有増印置物也、穴かしこく、

一 走り之儀二付御願申上候写

一 乍恐以書付奉願上候  
御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共差出候馬早飛脚之儀二付、当二月委細以書付御願申上候所、追而御下知可被下置旨被為 仰付奉畏候、然所道中御奉行様江右為御吟味、道中筋問屋共之内被召寄、継早

飛脚之儀猶又急度御停止被為 仰出、難有仕合奉存候、依之宿々問屋共より支配之者共江右之趣急度申渡候二付、宿々二而も恐入奉存、馬早飛脚・抜状ともに自今難相勤由、追々私共方へ申越候間、とくと承合候所、何れ之宿二而も馬早飛脚・抜状之義も見分り不申候二付、一向二請負難罷成由申聞候、然所毎(再)度御吟味之上御免被為仰付、古来之通、馬早飛脚・抜状相勤来候所、此節宿々二而一向抜状請合不申候而ハ、差掛り候、急御用之儀相弁兼、乍恐難儀至極仕候、依之奉願上候馬早飛脚・抜状毎以御免被為 仰付候通、何れ之宿二而も只今迄之通、抜状無滞相勤候様、以御慈悲道中筋へ被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、已上

延享貳年丑六月

御奉行様

嶋山伏泉木京 七人

一 糸荷四固、当地より本七日切二掛り何程と尋二參候、四固二而も、忒固二而も格段二飛脚立不申候てハ勤不申よし申遣候、然ハ忒太二付金四兩三分位飛脚二渡し不申候てハ參り不申候、忒固二而も、乗代金忒分計も引申迄二御さ候段(以下記載なし)

丑六月廿六日

福嶋源六方へ申遣

丑九月八日夕 嶋長門守様より七軒家御差紙来候  
明後十日九ツ時七人之者共 御番所江可罷出候  
丑九月八日

十七屋 木津屋

京屋  
泉屋  
伏見屋  
山城屋  
嶋屋

丑八月より大坂御状固、尾張屋宗右衛門・江戸山城屋宗左衛門被仰付候、依之大坂仕出シハ、柳屋嘉兵衛承、嶋屋・山城屋・山田屋三軒江相付、登リハ右三軒之者共順々格番ニ下請負申、差立可申候由、大坂より連状来候

此元御状固差立候節ハ、是迄荷物直段左之通

次荷物 四匁五分 大坂行司

同金 五匁六分 九月津重

八日切荷物 八匁五分 十月江源

同金 六匁五分 十一月江宗

右ハ金六拾式匁カヘ  
セニ(錢)右之割ヲ以時相場

一 丑九月十日、嶋長門守様より七軒家へ被仰渡候写

一 当二月、其方共願出候者、仲間会所より差出候早飛脚抜状之外ニ何方より差出候哉、去冬已来宿繼之様成早状箱通り候様ニ風聞在之旨申出候ニ付、道中奉行より道中筋宿々吟味在之所、繼早飛脚請負候者壱人茂無之候、此已後、若繼早飛脚請負候者背(有)之候ハ、早速申可出旨宿々江道中奉行より申渡候、且又道中筋宿々江其方共より合印遣置度旨相願候、繼早飛脚停止申付候而最早一ケ年余ニ相成候得共、差支候儀無之候ニ付、右之願者不及沙汰ニ候、二三年も見合、其方共差出候早飛脚之抜状ニ差支候儀出来候ハ、其節可申出候、已上

右之通七軒江被仰渡候

丑九月廿四日ニ長井与兵衛様ニて、大伝壱丁目司衆御寄合之上、泉屋・此方兩人呼ニ参候而、兩人参候所、飛脚延着用事不弁難義候、弥是迄之通ニ而不弁候者、賃銀引下ケ候様ニ被仰渡候、夫故下り状之分ハ泉屋と申合、柳屋飛脚ニ持セ下候様ニ相談致候、泉屋方ハ京都早飛脚ニ為持申様ニ承申候

右之返答、十月三日両家名判ニ而左之通書付差出申候

乍憚口上書ヲ以御断申上候

一 近比御状延着仕候ニ付、先頃御吟味御座候ニ付、以前御断申上候通、近年道中筋馬払底ニ付、所々馬差支、及延引ニ候段御断申上候へ共、何分馬支之申訳ニ而ハ御承引無之段被仰付、御尤至極ニ奉存候、此段上方組合之者共へ申遣、何卒早着仕候様ニ飛脚之者ニも急度申候、今暫ク御見合可被下候、彼是御返答延引ニ罷成候段、以書付御断申上候、以上

泉屋判

嶋屋判

十月二日

〔一〕内原文全体を×印で抹消

乍憚口上書ヲ以御断申上候

一 近年御状延着仕候ニ付、先頃私共被寄召、御吟味御座候段御尤至極ニ奉存候、前以御断申上候通、近年道中馬払底ニ罷成、御用御荷物其外御大名様方御荷物等相重り候節者、一向ニ馬当テ不申候ニ付、無是非相對ヲ以格別之駄賃等仕罷通り候へ共、自然と江戸着延引ニ罷成、難儀至極仕候、其上当春より度々之満水ニ付、所々難所多ク罷成、少々之雨ニ茂差留り、旁以及延引候段御断申上候へ共、此度者御承引無御座候趣、委細承知仕、此段上方取組之者江申遣、飛脚共江茂急度申付、早着仕候様ニ相働可申上と奉存候間、工面之内今暫ク御用捨被遊可被下候、右御返答及延引候ニ付、書付を以御断申上候、以上

丑 泉屋甚兵衛 判  
嶋屋佐右衛門 判

十月三日 太物店御行司様

右和泉屋卜申合、相談之上相認差出候、長井与兵衛様二而被仰付候故、長井へ持参仕候

一 十月三日ニ木村清兵衛様江新宅御祝儀ほら三本遣候

一 十中間大行事より和泉屋甚兵衛江十月朔日ニ被仰渡候、近年上下飛脚延着仕候、此儀吟味仕候様ニ且又錢下直ニ候俟、賃銀吟味致候様ニと委細其方拾組々行司より可申参と被仰渡候

一 九月廿四日夕、山八より三日半切仕立差出候風聞承候、飛脚者越前屋八右衛門より遣候由、山八自分出し候ニ相見申候

一 御状固之連状九月廿三日出、廿九日ニ参候

一 十月二日出山城屋より仕立申候

一 中間の柳固壱、三月ニ太一左衛門上州より持帰り申候、其後小庄<sup>(小)</sup>右衛門上州へ持参  
十月十一日ニ書

一 京越後屋喜右衛門殿より奥州・上州行金子大黒屋庄次郎殿請負被申、右証人ニ奈良物屋三右衛門殿相立被申、三右衛門殿へ此方より左之通之証文遣申候

一 札之事

一 其御地越後屋喜右衛門殿より上州・奥州江下り金、大黒屋庄次郎殿御請合被成ニ付、貴殿証人ニ御立被成候故、奥州・上州惣而江戸より先ニてハ、我等組中証人相立申所実正也、右下り金、万一江戸より先、奥筋ニ而遅滞・紛失等在之候者、我等方より急度相弁埒明申、貴殿へ少茂御難義かけ申間敷候、尤此証文何ヶ年ニ而も御用可被成候、為後日仍而如件

延享三年十月

奈良物屋三右衛門殿

嶋屋佐右衛門  
同 新右衛門  
紀九郎兵衛

上州多葉粉問屋衆中留メ

堀留町

清水庄兵衛殿

伝馬町

小津太兵衛殿

同

清水次郎右衛門殿

筏屋三郎右衛門殿

同

乾 九兵衛殿

日本橋

磯屋五郎兵衛殿

本材木町

伊勢屋安右衛門殿

神田永富町

橘屋甚右衛門殿

同

津国屋権兵衛殿

田所町

大和屋庄右衛門殿

堀留町

吉野屋五兵衛殿

中橋

木曾屋孫兵衛殿

差上ヶ申町飛脚請合証文之事

一 今度大坂御在番御登り被遊候ニ付、来ル寅八月迄、三度飛脚拙者共御請合申処実正也、從江戸大坂御城内迄、一ヶ月ニ三度宛、毎月四日・十四日・廿四日、大坂表茂四日・十四日・廿四日、飛脚相立申候、但道中日限八日・九日ニ相定、則御状箱・御荷物等無相違差上可申候、万一飛脚之者、於道中相煩候歟、又ハ如何様之儀御座候共、御定日限之通、少茂無滞相勤可申候、若大風・大水ニ而道中往來止り申候者、其所之役人方より逗留之刻限証文請取、差上可申事  
一 御請合申候三度飛脚之外、御仕立飛脚并間之飛脚御状箱・御荷物等被

仰付候通、無相違差登せ可申候、何茂賃銀別紙ニ書付差上申候通、少  
茂相違仕間敷候事

御状箱・御荷物紛失仕候歟、又ハ濡損シ申候ハ、紛失之品急度相弁、  
差上可申候事

右之条々急度相守可申候、若如何様之儀出来仕候共、私共何方へ茂罷出、  
急度埒明、少茂懸御苦勞申間敷候、為後日之、町飛脚請合証文仍而如件

延享貳年丑十月

江戸名判  
大坂名判

岡孫三郎様  
雜賀重兵衛様

直段附

御状箇月並三度片道 壹貫匁ニ付拾壹匁

御状壹封 四拾貳文

五日切差込幸便御状壹封 四百文 一 荷物壹貫匁ニ付 九匁五分かへ

六日切差込幸便壹封 三百文

覚

道中八日限御状箇壹貫匁ニ付 賃銀拾四匁

封御状壹通 賃銀壹匁五分

但大封御状ハ賃銀見合申請候

御状箱壹通入より式通入迄 賃銀三匁五分

同三通入より五通入迄 賃銀四匁五分

増口(カ)五分

御状箱之目百匁迄 賃銀五匁式分

同百拾匁より式百匁迄 百匁ニ付 賃銀五匁式分

同貳百拾匁より上ハ何程 百匁ニ付 賃銀四匁五分

二而も 賃銀四匁五分

雨紙包・紙包類ハ 賃銀見合せ申請候

御荷物 壹貫匁ニ付

日永便御荷物 同 拾貳匁五分  
八匁九分

但何れ茂割レ物・水物・長キ物・かさ高キ物・濡物・人形類、  
右之賃銀ニ、三割之御増可被下候

金百兩ニ付 賃金貳拾貳匁

但五拾兩より内ハ拾兩ニ付賃銀四匁かへ  
尤五拾兩より上者右百兩之割

是より御仕立飛脚

四日半切

賃「銀金拾兩」(「」部分を貼紙で抹消)

五日切 賃金五兩三分ト五匁

六日切 賃金四兩ト拾匁

七日切 賃金貳兩三分

右御状箱三百匁持、夫より上者百匁ニ付拾匁御増申請候

同幸便

五日切 賃金三分ト拾匁

六日切 賃金貳分ト八匁五分

七日切 賃金壹分ト七匁

右御状箱貳百匁持、夫より上者百匁ニ付拾匁御増申請候

四日限御仕立御請合不申上候

四日限・四日半限幸便御請合不申上候

道中定馬御合印之板三枚頂戴仕度候

道中宿々問屋へ私方へ被為 仰付候御触書被遊御出可被下候

右之通ニ而御請合申上候、以上

丑十月十一日

津国屋

重右衛門

吉賀新兵衛 様

野間口惣左衛門 様

池田藤太夫 様

右ハ嶋津山城守様賃銀附、大坂よりの写留メ置候  
丑十一月十一日

江戸 嶋屋佐右衛門 飛脚中  
大坂 津国屋重右衛門

利兵衛 六右衛門 甚兵衛 太兵衛 弥兵衛  
宗兵衛 吉兵衛 源二郎

右之通手前飛脚ニ相違無御座候、藤枝より下り御用御出し被遊候ハ、無  
相違御届可申上候、為後日如件

御役人衆中様

嶋屋佐右衛門

右之通本多紀伊守様当地御屋敷へ差上ケ申候

丑十一月十四日

大坂御城代阿部伊勢守様御役人衆中留メ

上 竹田市兵衛様

海塩庄兵衛様

丸山 萩原伝蔵様

山室六之進様

同 山上勘左衛門様

小林条左衛門様

村上次郎右衛門様

下役 中嶋伝助様

元メ 町野金助様

(「えきていしりょう」をよむかい)